

Ⅱ－３ 長期欠席生徒選抜

第１ 実施校・学科（科）及び募集定員

長期欠席生徒選抜実施校・学科（科）及び募集定員については、以下のとおりとする。

実 施 校	学 科（科）	募集定員
県立伊豆総合高等学校土肥分校	普 通	若干名
県立天竜高等学校春野校舎	普 通	若干名

第２ 志願方法

１ 志願資格

志願者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、(4)に該当する者とする。

- (1) 令和 7 年 3 月に中学校卒業見込みの者
- (2) 中学校卒業者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条の各号のいずれかに該当する者
- (4) 欠席日数及び教育支援センター等への通所等により出席扱いとなっている日数の合計が、第 3 学年でおおむね 30 日以上又は 3 年間でおおむね 90 日以上の方

なお、学校教育法施行規則第 95 条第 5 号の規定により、志願資格の確認を求める場合は、事前に志願しようとする高等学校の校長に問い合わせ、その指示を受けること。

２ 志願することができる学校・学科（科）及び学区

- (1) 志願することができる学校・学科（科）

志願者は、長期欠席生徒選抜実施校・学科（科）のうち、1 学校の 1 学科（科）についてのみ志願することができる。

なお、一般選抜と併願することはできない。

- (2) 学区

県内全域とする。

3 受付期間

入学願書（様式第9号）等の受付期間は、次のとおりとする。

令和7年2月18日（火）から令和7年2月20日（木）正午まで

郵送により提出する場合は、書留・親展で、令和7年2月20日（木）正午までに必着のこと。

また、その場合、事前に志願先高等学校長と連絡をとること。

4 志願の手続等

(1) 志願者による手続

ア 中学校卒業見込みの者

志願者は、次の書類等を、在学する中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

- ① 入学願書（様式第9号）
- ② 受検票（入学願書と共に県教育委員会が交付する所定の用紙）
- ③ 自己申告書（様式第4号）
- ④ 入学検定料 2,200 円

静岡県収入証紙を静岡県収入証紙貼付用紙（入学願書と共に県教育委員会が交付する所定の用紙）に貼付する。

なお、県外等からの志願者で証紙の購入が困難である等の特別の理由により現金で納入する場合は、事前に志願先高等学校長と連絡をとること。

一度納入した入学検定料はいかなる場合も返さない。

なお、特定市町の中学校からのインターネットを用いた出願及び入学検定料の納付に係る手続は、別に定める。

イ 中学校卒業者

志願者は、次の書類等を、出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。ただし、高等学校を入学年度の1月1日以降に退学（第2学年以上の退学を含む。）した者は、退学した高等学校の校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

- ① 入学願書（様式第9号）
- ② 受検票（入学願書と共に県教育委員会が交付する所定の用紙）
- ③ 自己申告書（様式第4号）
- ④ 入学検定料 2,200 円

静岡県収入証紙を静岡県収入証紙貼付用紙（入学願書と共に県教育委員会が交付する所定の用紙）に貼付する。

なお、県外等からの志願者で証紙の購入が困難である等の特別の理由により現金で納入する場合は、事前に志願先高等学校長と連絡をとること。

一度納入した入学検定料はいかなる場合も返さない。

⑤ 本人の写真1枚

上半身正面脱帽で、大きさは縦3cm、横2.4cmとし、令和7年1月1日以降に撮影したもの。裏面に氏名を記入する。

なお、平成31年3月以前に中学校を卒業した者は、志願先高等学校に問い合わせ、その指示を受けること。

(2) 中学校長等による手続

ア 中学校卒業見込みの者又は中学校卒業者（下記イ以外の者）の場合

中学校長は、志願者から提出された上記(1)の書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

- ① 副申書（様式第 13 号）
- ② 入学志願者通知書（様式第 2 号）

イ 高等学校在学者又は高等学校中途退学者の場合

高等学校在学者は、現に在学する高等学校を退学して出願しなければならない。

(ア) 高等学校を入学年度の 12 月 31 日以前に退学して出願する場合

出身中学校長は、志願者から提出された上記(1)のイの書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

- ① 副申書（様式第 13 号）
- ② 入学志願者通知書（様式第 2 号）

(イ) 高等学校を入学年度の 1 月 1 日以降に退学（第 2 学年以上の退学を含む。）して出願する場合

当該志願者が退学した高等学校の校長は、志願者から提出された上記(1)のイの書類等のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

- ① 副申書（様式第 13 号）（出身中学校長が作成したもの）
- ② 高等学校における学習と行動の記録（様式第 5 号）
- ③ 入学志願者通知書（様式第 2 号）

(3) 高等学校長による措置

入学願書（様式第 9 号）を受理した高等学校長は、受検票を交付する。

5 県外（海外を含む。）からの志願

「Ⅰ一般選抜の第 3 志願方法の 5」に準ずる。

第 3 志願変更

「Ⅰ一般選抜の第 4 志願変更」に準ずる。

第 4 副申書

1 副申書の作成

副申書（様式第 13 号）は、中学校長が作成する。

2 その他

- (1) 高等学校長は、副申書の記載内容について、中学校長の説明を求めることができる。
- (2) 副申書その他中学校長が提出した書類の重大事項について、記載が適切でなかったときは、合格発表後であっても再審査を行うことができる。

第5 学力検査

「I 一般選抜の第6 学力検査」に準ずる。

第6 面接及び健康診断

1 面接

面接は、自己申告書、副申書の記載事項と関連して、志願者の学習等への適性や学びに向かう力、人間性等及び校内外における活動状況、進路、趣味、特技等に関する質問に対して、口答により行う。

2 健康診断

「I 一般選抜の第7 面接、学校独自選抜資料及び健康診断の3」に準ずる。

第7 追検査

「I 一般選抜の第8 追検査」に準ずる。

第8 選 抜

1 選抜委員会

選抜は、高等学校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に行う。

2 選抜手順

高等学校長は、選抜の基本方針に基づき、自己申告書、副申書、面接及び学力検査の結果等を総合的に審査して、合格者を決定する。

第9 合格者の発表

1 発表期日

令和7年3月14日（金）正午以降

2 合格通知書の交付

高等学校長は、合格者に対し、合格通知書（様式第7号）を交付する。

第10 その他

上記以外の事項については、「I 一般選抜」の各項の規定による。